

第 5 章 計画の推進

1 協働による計画の推進

1 協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い・助け合いの仕組みづくりを実現させるためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、さらには地域行事やボランティア活動などの社会活動に積極的かつ主体的に参加することなどが求められています。

(2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが期待されています。

(3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する各種関係機関と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進が期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携し情報を共有しながら、地域における多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動を開発・実践するなど、行政と協働して地域福祉の推進役を担うことに努めます。

(5) 財源の確保

地域福祉の推進にあたっては、財源の確保が重要なポイントとなります。現在は社協会費、共同基金を主な財源として地域福祉活動の事業費に充当していますが、今後は寄付金も含めた形での検討や、共同基金の配分金の見直しなどを行い、より透明性のある形での財源確保を検討します。

(6) 職員の確保・配置・スキルアップ

限られた職員数の中で地域福祉を推進するためには、職員の確保や配置が重要となり、また職員一人ひとりのスキルが重要となります。

その為には職員研修や外部研修会などに積極的に参加し、職員の資質の向上に努めます。また職員配置については、財務との関連があることから、急速な対応は難しい部分もありますが、介護保険の事業所統廃合の経過を確認しながら検討していきます。

第 3 期 国東市地域福祉活動計画

発行年月 平成 31 年 3 月

発 行 国東市社会福祉協議会

編 集 総務福祉課

〒873-0412 大分県国東市武蔵町古市 1086 番地 1

TEL 0978-68-1976 / FAX 0978-68-1677